

平成19年3月16日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜  
1番 上田雄一  
3番 山口裕子  
5番 大河内智  
7番 古川盛義  
9番 山口良広  
11番 山崎鉄好  
13番 前田法弘  
15番 石橋敏伸  
17番 小池一哉  
19番 山口昌宏  
21番 吉原武藤  
23番 江原一雄  
27番 高木佐一郎  
29番 黒岩幸生

副議長 牟田勝浩  
2番 浦泰孝  
4番 松尾陽輔  
6番 宮本栄八  
8番 上野淑子  
10番 吉川里已  
12番 末藤正幸  
14番 小柳義和  
16番 樋渡博徳  
18番 大渡幸雄  
20番 松尾初秋  
22番 平野邦夫  
26番 川原千秋  
28番 富永起雄  
30番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

次長兼総務係長 黒川和広  
議事係長 松尾和久  
議事係員 森正文

4 . 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	古	賀		滋
副	市	長	大	田	芳	洋
教	育	長	庭	木	信	昌
総	務	部	大	庭	健	三
企	画	部	前	田	敏	美
市	民	環	境	部	勝	行
福	祉	保	健	部	正	敏
経	済	部	松	尾	茂	樹
建	設	部	大	石	隆	淳
山	内	支	所	田	代	志
北	方	支	所	未	次	裕
教	育	部	古	賀	堯	示
水	道	部	伊	藤	元	康
市	民	病	院	事	務	長
総	務	課	長	古	賀	甚
財	政	課	長	森		雅
企	画	課	長	宮	下	基
選	挙	管	理	委	員	正
監	査	委	員	事	務	正
農	業	委	員	会	事	眞
		務	局	長		義
			森	山		秀

## 議 事 日 程

第 6 号

3月16日(金)10時開議

- 日程第1 街づくり特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第2 地域活性化特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第3 環境問題調査特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第4 常襲水害地対策特別委員会報告(特別委員長報告)
- 日程第5 第166号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
- 日程第6 第167号議案 武雄市放課後児童クラブ条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第7 第168号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第8 第169号議案 武雄市障害者交流センター設置条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第9 第170号議案 武雄市助役定数条例の一部を改正する等の条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
- 日程第10 第171号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(質疑・総務文教常任委員会付託)
- 日程第11 第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第12 第173号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例の一部を改正する条例(質疑・産業経済常任委員会付託)
- 日程第13 第174号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第14 第175号議案 武雄市老人福祉センター長寿園設置条例を廃止する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第15 第176号議案 武雄市公衆便所設置条例を廃止する条例(質疑・福祉生活常任委員会付託)
- 日程第16 第177号議案 財産の譲与について(質疑・総務文教常任委員会付託)
- 日程第17 第178号議案 損害賠償の額を定めることについて(質疑・総務文教常任委員会付託)
- 日程第18 第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置について(質疑・福祉生活常任委員会付託)

日程第19	第180号議案	杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第20	第181号議案	杵東地区衛生処理場組合規約の変更について（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第21	第182号議案	杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第22	第183号議案	平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第23	第184号議案	平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第24	第185号議案	平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第25	第186号議案	平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第26	第187号議案	平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第27	第188号議案	平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第28	第189号議案	平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第29	第190号議案	平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第30	第191号議案	平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）（質疑・福祉生活常任委員会付託）
日程第31	第192号議案	平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）（質疑・建設常任委員会付託）

開 議 10時

議長（杉原豊喜君）

皆さんおはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました報告第15号、第16号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を開始いたします。

日程第1．閉会中継続調査中の街づくり特別委員会の報告から、日程第4．常襲水害地对

策特別委員会の報告まで4件を一括議題といたします。

順次特別委員長の報告をお願いいたしたいと思います。

最初に、街づくり特別委員会の報告を求めます。吉川街づくり特別委員長

街づくり特別委員長（吉川里己君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。街づくり特別委員会の中間報告をさせていただきます。

本委員会は、市街地対策と新幹線対策についての調査等を目的として設置されております。ことし1月17日に特別委員会を開催いたしまして、鉄道高架の進捗状況と武雄市の景観計画について報告を受けたところでございます。

新駅舎につきましてははいよいよ具体的になってまいりましたが、高架下の利用など、まだまだ調査研究すべき点があると思われまます。景観計画につきましても強制力がない、あるいは広告物の規制の件など、今後景観条例に向けて研究を進めていかなければならないと思っております。

また特別委員会として、1月22日から23日にかけて鹿児島県の薩摩川内市と熊本県八代市の行政視察を行いまして、九州新幹線整備の先進地として両市を研修してまいりました。

薩摩川内市におきましては、平成16年3月の九州新幹線鹿児島ルート開業により、鹿児島市、あるいは北部九州へのアクセスが容易になりまして、特に博多に関しましては1時間以上の短縮となっております。また、鹿児島へ向けましては最速12分で到着するようになりまして、人、物の交流、流れが大きく変わろうとしておるところであります。今後、中心市街地の活性化事業の取り組みによりまして、新幹線の効果を最大限に生かすことができると思われました。

一方、八代市におきましては、駅周辺の整備がまだ進んでおらず、観光面においても既存の素材をうまく生かし切れず、行政、民間の現状認識が甘く、観光に対する意識の低さを感じられたところでもあります。今後は、行政、関係団体、民間が一体となって観光資源を最大限に活用し、効果的な情報発信を行っていく必要を感じたところでもあります。

本委員会といたしましては、視察の結果を踏まえ、駅周辺の利用計画の充実、あるいは中心市街地の活性化に向けまして、行政、民間が一体となって武雄市の観光資源を生かしたまちづくりを行っていかねばならないと思っております。

以上で街づくり特別委員会の中間報告といたします。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、地域活性化特別委員会の報告を求めます。大渡地域活性化特別委員長

地域活性化特別委員長（大渡幸雄君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。地域活性化特別委員会の委員長報告をいたします。

地域活性化特別委員会につきましては、昨年4月に合併後の武雄市の周辺部対策、企業誘

致など地域課題についての審査、調査の目的で設置をなされました。

平成18年度の取り組みについて御報告を申し上げます。

昨年5月18日に特別委員会を開催し、地域課題の今後の活動方針について協議したところでございます。武雄市が今後、周辺部対策と企業誘致を大きな柱とすること、周辺部の位置づけを武雄町中心を除く市内全域とすることを確認いたしました。現地を確認する目的で北方支所庁舎ときたかた四季の丘公園、山内支所庁舎と狩立・日ノ峯ダム、柳原工業団地、それと若木工業団地を視察し、現状の把握をしたところでございます。さらに、2回目を12月22日に開催し、地域審議会の報告を受け、庁舎活用についての第1次案の提示を受けたところであります。3回目を2月20日に開催し、庁舎活用について、子育て総合支援センターを北方庁舎に、障害者交流センターを山内庁舎に4月からスタートしたいとの報告を受け、空きスペースを埋めるだけでなく、利用者のことや市全体のことを考え、活動しやすく利用しやすいことを考えてほしいなどの議論がなされたところであります。

特別委員会視察研修といたしましては、ことし1月29日から30日の1泊2日の行程で香川県高松市を先進地として視察計画いたしました。調査事項につきましては、高松市丸亀商店街の再開発の取り組みであります。調査の内容の詳細については次のとおりでございます。

最近の市街地商店街では、大型店に客を奪われ、シャッター通り化する商店街がふえています。また、周辺部においても農林業の衰退、さらには、若者が職を求めて地域を去り、少子・高齢化が深刻化しています。地域衰退はコミュニティーの衰退と言われる中、今回、「我がまちに にぎわい再び」と頑張っている自治体、商店街に焦点を当て視察の目的といたしました。地域振興とは、人、物、お金の中で完結するのがかぎとも言われております。このことを実践している高松市丸亀商店街でも新しい運営システムによるまち、商店街づくりを模索しながら、行政、まち、商店街が一体となっで行われていることを武雄市の地域活性化の足がかりになると確信したところであります。以上が視察の内容でございます。

今後、地域活性化特別委員会の目的である周辺部対策や企業誘致などの地域課題に鋭意取り組んでいかなければならないことと思います。

以上で地域活性化特別委員会の報告といたします。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、環境問題調査特別委員会の報告を求めます。宮本環境問題調査特別委員長

環境問題調査特別委員長（宮本栄八君）〔登壇〕

環境問題調査特別委員会の中間報告をいたします。

勉強会及び行政視察を行いました。平成18年8月24日、まず新武雄市の環境の現状を把握するために勉強会を行いました。市環境課、衛生処理センター及び下水道課より、ごみ、し尿、下水道、浄化槽を中心に大気、河川水質、放置自動車、公衆便所、騒音、振動、狂犬病、

墓地まで長時間にわたり現状の説明を受けて、引き続き質疑応答も行いました。特に対応が必要な課題として、ごみ処理については可燃ごみがここ10年間の間にリサイクルや減量化に取り組んだにもかかわらず、年7,600トンから1万トンに増加していることや、収集経費も大きく右肩上がりに推移していることでした。また、武雄市衛生処理センターのし尿汚泥についても、下水道や農排整備のおくれもあり、計画処理日量98キロリットルに対し、実績は110キロリットルと112%の状況で受け入れ制限状況にもあり、早期の対策が望まれます。

議員からの質疑の主なものとして、旧山内町のごみ収集が週1回であることへの対応、ごみ収集の旧市町での委託費用の単価の違いへの対応、また、資源ごみの有価価格の向上と集団回収の補助の必要性など多くの活発な質疑応答ができ、各課を横断しての有意義な認識が深められました。

委員会の視察として平成18年10月26日、27日に行い、26日、島根県松江市に浄化槽市町村整備推進事業について視察しました。この事業は小規模自治体の事例は多くありますが、県庁所在地において人口の多いところでの事例として選定しました。松江市では、特に市設置型の浄化槽を中心とした整備というわけではなく、平成21年度末を普及率100%にするという目標のもとに、漁業集落排水も含め、各種の方法を地域の実情に合わせて整備しているとのことでありました。また、説明の課長は10年以上、下水道課の関係に所属し、スペシャリストとして資料なしで説明されていて、ライフワーク的な取り組みでございました。

27日は広域ごみ処理施設出雲エネルギーセンターを視察しました。平成15年に約100億円をかけて日量218トンの施設が稼働しています。特徴は、広域化に不可欠な可燃ごみのみを処理していて、それが総工事費の軽減をしているものと思われます。また、可燃ごみ以外については以前の処理施設で対応しているとのこと。3市2町分を処理しますが、遠距離にある大田市などは、以前の施設でこん包圧縮して運送経費の削減にも取り組まれておりました。また、この施設の名称のように、ごみを燃焼して年3,000キロワットの発電を行い、県の園芸施設や電力会社への売電もされておりました。また、出雲市は他方においてリサイクルに取り組み、割りばしや刈り草、雑草などの堆肥化なども市民とタイアップして金をかけずに資源化されておりました。

一方、平成19年2月24日に計画しておりました佐賀市ごみ処理センターの見学は、施設のオーバーホール等があったために、後日延期しております。

以上、報告を終わります。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

次に、常襲水害地対策特別委員会の報告を求めます。小池常襲水害地対策特別委員長 常襲水害地対策特別委員長（小池一哉君）〔登壇〕

おはようございます。当常襲水害地対策特別委員会は4月の臨時会で編成され、まず、6

月26日に4月11、12日の豪雨による橘町片白地区の冠水と東側排水機場の現場確認を行いました。約50人の地元民が陣内参議院議員、武雄河川事務所所長、同副所長同席のもと、被害報告、地元要望等の協議が橘公民館でなされ、委員会として出席いたしました。さらに、11月29日には提案活動、趣旨等の協議検討をし、午後には古賀副市長、議長、副委員長と樋渡建設常任委員長で国交省九州整備局へ要望活動を行いました。その後、12月6日には武雄河川事務所へ要望活動後、12月7日には国交省本省にて六角川、松浦川整備等の要望、提案を行いました。また、1月には広島県呉市における河川防災ステーション事業の視察研修をし、水害地における災害対応、施設整備などの情報交換もあわせて行いました。

以上が主な活動でございますが、ことし4月、6月、7月と3回の水害箇所でもある鐘搗川への国交省対応としてポンプ設置等施工計画を聞いたところであります。

当特別委員会は、近年の異常気象、例えば豪雨、台風、湯水など市民に及ぼす影響が最少限度にとどまるよう、これからも順次活動していき、市民生活の向上につなげていきたいと思っております。

以上、終わります。

議長（杉原豊喜君）

ありがとうございました。

ただいまの報告はいずれも中間報告でございますので、この程度にとどめたいと思っております。以上で各特別委員会の報告を終わります。

それでは、これより議案審議を開始いたします。

日程第5．第166号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第166号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例について補足説明を申し上げます。

この条例は、市が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員を派遣する制度を創設するものでございます。

それでは、今回の条例の要点について御説明いたします。

まず、職員を派遣できる団体を定めております。一つには、民法第34条の規定によって設立された公益法人のうち、市が資本金その他これらに準ずるものを出資している団体、次に、政令により定められた団体のうち、市内に事務所を有する団体、その他市の事務や事業と密接に関連を有し、市が施策の推進を図るために人的援助を行うことが必要な団体でございます。

次に、職員の給与についてでございます。派遣職員の給与は原則派遣先でございますが、

その例外として、市が支給できる場合の規定をいたしております。

次に、職員の身分の保障等でございます。派遣職員が復帰した後、派遣中に発生した業務中の災害によって休職する場合は、派遣先での業務を公務とみなし、給与を支給する旨を定めております。

また、派遣職員が復帰した際、職務の級及び号給については、他の職務との権衡上必要と認められる範囲で調整を行うことができる旨を定めております。

ほかにもまた必要な事項を規定いたしているところでございます。

この条例の施行日は平成19年4月1日といたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第166号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がっております。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

おはようございます。166号議案について幾つかお聞きをしておきたいと思います。

特に派遣できる団体、当面どういうところが市の施策の推進を図るために人的援助を行うことが求められているのかと、これが一つであります。

もう一つ、原則派遣先が給与を保障するというふうになっているわけですが、武雄市が派遣できる団体として考えられている公益法人は、武雄市がいろいろ補助金を支給している団体と重なってきますね。補助金を支給している団体は、その補助金の交付要綱に基づいて事業計画を出し、それに基づいて審査をし、交付をすると。決算時においては、どういう事業にどれだけ使ったかという報告書をして、お金が余った場合には市に返還すると、これが交付要綱の基本になっていますね。大体公益法人といえども、全体の会費だとか、いろんな収入だとかをもって職員の人件費を出しているわけですが、派遣先の団体が給与を払えないというのをどこでどう認定するのかですね。

それからもう一つは、派遣先に補助金を交付して、その中で給与を出していくのか、あるいは身分は市の職員でしようけれども、給与が出せるとした場合に独自に出していくのか、そこらはずいぶん明確にしていきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

今回の派遣条例に基づいて予定をしている団体については、武雄市観光協会を予定いたしているところでございます。

それから、観光協会にも補助金を支出いたしております。ただ、この派遣先へ交付してい

る補助金と派遣に係る人件費等の整合性等々じゃないかというふうに思いますけれども、補助金は特定の事業を実施するために交付しているものでございまして、職員の派遣と目的を別にするものというふうに解釈をしております。その中身につきましても、その都度精査をしながら支給しております。

それから、支払いをどちらが行うか、判断するのかということでございますけれども、これについては派遣先の団体と今後協議しながら取り決めをしていきたいというふうに思っています。

また、その支払いの方法でございますけれども、これは原則として派遣先が支払うということになっておりますけれども、その協議の中身によっては市が直接払いをするのか、負担金をもって支払うのか、そういった支払いの方法もございまして、こういった面について協議をしながら、取り決めをしていきたいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

観光協会というふうに特定されているわけですがけれども、観光協会は、以前佐賀銀行の職員が事務局長として、今でもそうかどうかわかりませんが、事務局長で勤務されてますね。その際、佐賀銀行の方が給与を出しているのかどうかというのはよくわかりませんが、それはひとつわかっていれば教えてください。

もう一つ、派遣できない職員の中で、武雄市職員の定年等に関する条例により引き続いて勤務させることとされている職員、例えば、これは今まで観光協会の事務局長というのは市の職員のOBをもって充てておられましたですね。そうすると、3年間で限度ですから、57歳で例えば派遣するということが起こった場合、その3年で引き続きとなったときに、それは観光協会の側が、あるいは団体の方が判断することでしょうけれども、そこら辺の規定といますかね、されない、(4)のところですね。派遣できない職員、これはどういう意味で規定を設けられるのかですね。そこの2点答弁をお願いしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

現在の観光協会に派遣をされております佐賀銀行の職員との給与の支払いの関係でございますけれども、聞きましたところによりますと、基本的には佐賀銀行がお支払いをして、一部観光協会が佐賀銀行にお支払いをして、本人には銀行が支払うという形をとられているようでございます。

それから、派遣できない職員につきましては、先ほどおっしゃいました再任用の職員とか、

条件つき等の職員、やはりそれはもう身分等のこともございますので、そういったことで規定をいたしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

2点だけお尋ねします。

第8条の派遣職員が要するに任命権者から求められたときは、派遣先団体における処遇の状況等の「等」は何かということ。処遇の状況等の「等」はどういうものを指すかということと、もう1点は、規則で定めるところにより、状況を市長に報告しなきゃいかんということ。そういう場合の規則はまだ定めていないわけですから、規則の内容はどういうものか。

というのは、なぜお聞きしているかということ、結局ですよ、いわゆるもう一遍役所へ戻らなきゃいかんということになるわけでしょうけれども、行った先に、企業というのはおかしいですけれども、観光協会は観光協会として派遣されたとき、観光協会内でしか知り得ない、特に専務であれば秘密もありますし、運営上のいろんな問題もあると思うんですけど、いわゆるそういう場合の守秘義務というんですか、そういう問題はどうかとか、そういう問題もあるんじゃないか。要するに、金は出すけど口は出さんという、よく世の中にいい例えがあるんですよ。何かこう予算は余り出さんで、口だけ出すというところもあるわけですよ。そういうふうな問題があったとき、適正なそういう団体の育成というものがどういうふうな形でやられるかということも危惧する面がないではないわけですけども、しかし、一応説明していただいた上でもしあれでしたら、改めて質問いたします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

お答えいたします。

まず、1点目の派遣先団体における処遇の状況等の「等」ですけども、これは、基本的にこれが派遣条例になっておりますので、その他の例えば政策的にどういうふうに進んでいるかといったことがこの「等」に含まれているというふうに解釈をします。

それと、第2項の規則で定めるところは、今後規定をすることでありますけれども、観光協会しか知り得ないこと等々については、観光協会の内部規則によってこれが市長にどこまで報告をするかどうか、これは観光協会と今後協議になろうかと思えますけれども、基本的には市長に原則報告しなければいけないと理解をしております。

議長（杉原豊喜君）

30番谷口議員

30番（谷口攝久君）〔登壇〕

今の答弁については想定内であります。

ただ問題は、結局、人材を派遣して観光協会、観光政策、そういうものをどんどん盛んにしていくという意味で、経験あるそういう期待が持てる人材を派遣してもらうということは私はいいいことだと思いますし、この条例そのものによっていわゆる人材を派遣できる、あるいは派遣できる機会ができたということでは、私はこの条例そのものはいいいことだと思います。

ただ問題は、やはりそれぞれの団体は団体の成り立ちもありますし、いろんな立場もあると思いますが、そういうふうなことで、人間も派遣しますよと、予算も出しますよと。しかし、その観光協会独自に進めようとする政策という表現はおかしいですけれども、やり方が、いわゆるそういうふうなことで停滞したりするんでは、アブハチ取らずという表現はおかしいですけれども、意味がないような気も一面するわけです。しかし、このこと自体については私問題ないと思いますが、その「等」とか、あるいは今市長の答弁にありましたように、観光協会とその規則の制定については十分話し合った上でつくるということであれば何をか言わんやだという気がします。

以上、そういうことでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

今回の派遣条例はいわば道具立てであります。これがうまくいくかどうかについては、結果を見てからまた御判断を賜りたいというふうに思っております。もとより一般質問でお答えしましたとおり、今回の派遣というのは観光協会を想定しておりますけれども、本市が進める観光政策との一体化、今までともすればばらばらに進めよったわけですね。これを一体化することによって、より迅速かつ的確な観光行政を進める、こういった観点から、私は派遣のこの条例を定めたいということで提案をしているところであります。

議長（杉原豊喜君）

23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

一言です。

第2条の第3項の3段目に「必要であるものとして規則で定めるもの」と、「必要であるものとして」、ちょっと字が一つ多いんじゃないかと。ちょっと説明を。（「休憩」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

今御指摘いただきました「必要であるもの」というの「と」の分については、申しわけございません。訂正をさせていただいて、後で差しかえをさせていただきたいというふうに思います。おわびを申し上げます。

〔30番「ここでもよろしいですよ。今のは、差しかえは後からするとかということは運用上いかがかと思うんですがね。そこらについては議事進行上、ちょっと休憩をしてされた方がいい」〕

議長（杉原豊喜君）

先ほど総務部長から削除、訂正の申し出があって、差しかえをしたいということでございますので、後ほど差しかえをさせていただきたいと思っております。

〔30番「いや、それ方法そのものも問題があるわけですね。一遍休憩をして、差しかえをした上で審議をせんといかんと思います」〕（「まず休憩せんか」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたします。

休	憩	10時35分
再	開	10時37分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

第2条の第3項の「必要であるものとして」ということで、「と」を一応削除すること、よろしく願いたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第6 . 第167号議案 武雄市放課後児童クラブ条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第167号議案 武雄市放課後児童クラブ条例について補足説明申し上げます。

議案集5ページでございます。

放課後児童クラブにつきましては、従来、要綱に基づき実施をしておりましたが、運営に必要な事項を条例で定めるとともに、4月から市内全校区での開設をし、7月から利用料の徴収をお願いするものです。

第2条で名称、位置を定め、市内小学校に1カ所ずつ、計11カ所設置をしております。

第3条で利用対象者を定めており、ただし書きについては、災害時や急病、育児放棄など

の場合を想定しております。

第7条には利用料を定めており、児童1人につき2千円としております。ただし、同一世帯から2人以上の児童が利用する場合は、2人目は半額、3人目から無料としているところでございます。

第8条では利用料の減免を定め、低所得世帯を想定しております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第167号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。5番大河内議員

5番（大河内 智君）〔登壇〕

2点お尋ねします。

まず1点目には第5条です。第5条の第3項、「その他管理上支障があるとき」にいわゆる利用の不許可がありますけれども、この項につきましてのもう少し具体的説明です。

続いて、第8条です。使用料の減免です。先ほどこの条文につきまして利用料の減免がありましたけれども、低所得者ということがありましたけれども、どのような基準で低所得者というのを示されるのか、どこで示されるのかをもう少し説明ください。

以上です。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

お答えいたします。

第5条の第3項の「その他管理上支障があるとき」についてでございますが、一つは子供の処遇が変わられたとき、変わったとき及び施設の改善、その他どうしても育児ができない場合ということで想定をしたところでございます。

それから、利用料の減免についてでございますが、一応生活保護世帯、それと市県民税非課税世帯を考えております。

議長（杉原豊喜君）

古賀副市長

古賀副市長〔登壇〕

第5条ですね、先ほど答弁をいたしましたけど、ここはあくまでも児童を指すものでありまして、施設の改善とか、そういうあれは関係ないと思っております。（発言する者あり）ここは文章をお読みのように、児童ということですので、その児童が教室に来まして、例えばどうしてもほかの子供たちの支障になるような行動を日常的にやるとか、そういうことが想定された場合は、不許可にすることもありますというような文章になっていると思います。

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託いたします。

日程第7．第168号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第168号議案 武雄市子育て総合支援センター設置条例についての補足説明を申し上げます。

議案集7ページでございます。

子育て総合支援センターについては、保護者及び子供たちの支援を積極的に行うため、利便性の向上と機能の充実を図り、子育て相談、交流、情報交換、研修並びに相互支援の機能を持つ子育て支援の拠点施設として、新たに北方保健センターに併設して設置するものでございます。

議案集7ページにおきまして、第2条では名称と位置を定めており、第3条ではセンターの事業を定めております。

以下、所要の規定を定めているところでございます。

以上、簡単でございますが、168号議案についての補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第168号議案に対する質疑を開始いたします。6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

私、この子育て支援センターのちょっとイメージがはっきりわからないんですけども、時々困ったときに相談するところであれば、例えば山内の方が北方の方に出てこられるというのでもいいと思うんですけども、これが、ふだん子育てのお母さんたちが集まって交流したりするんだったら、毎日山内の方から出てくるのはちょっと至難のわざじゃないかなと。その辺がどういうふうな、ガソリン代ばかりかかるような格好になるんじゃないかなと思いますので、その辺についてどういうセンターの位置づけになっているのかですね。子供を車に乗せて来んといかんわけだから、やっぱりそういう部分は、月に1回何か話を聞いて指導を受ける部分はいいでしょうけれども、もしそういう集まりの場であつたら、ちょっと子供に優しいというか、親に優しいというか、子育て支援的にはちょっと厳しい状況になる。今の方法というですかね、前の山内町なら山内で集まられておつた方がよかったんじゃないかなと思いますので、その辺についてお聞きします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は悲しくなりました。まさにこれが地域エゴむき出しの質問じゃないんでしょうか。これは1個置けば必ずその話というのは出るわけですね。だから、私はそれを育てるのが議会並びに我々の仕事だというふうに思っております。もともとこれがなくて佐賀に行きよんさった方とかおんさっわけですね。そうしたら、市全体としての、（発言する者あり）ちょっと聞いてください。市全体としての利便性の向上を考えた場合には、一つ置いたときには、まずそこを育てるという観点。

それと、私は再三、主に山口裕子議員の質問に答えておりますけれども、これ一つではなくて、これを総合ポイントとして、ある公民館であるとか、集いの広場であるとか、その有機的な関連性を持たせたいというふうに再三答弁をしているわけです。それを踏まえてから御質問を賜ればありがたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、市長が言われるように、その連携の中身がはっきりしていれば別に不安は抱かないんですよ。以前の自治体においては子育て支援センターというのは各自治体一つずつあったんじゃないかなと思うわけですね。それを統合するわけであるから、そして、地理的に中心部でないから、その辺の不都合があるんじゃないだろうかということを行っているわけなんです。だから、連携なら連携で、その内容を教えてくださいということ私は申し上げております。

議長（杉原豊喜君）

今の答弁、要りますか。

〔6番「だから、実態を聞きよるです。内容を」〕

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

これも答弁の繰り返しになりますけれども、基本的にその連携というのは二つあります。一つは、これも答弁いたしました、子育て総合交流センターがあった場合に、例えばどの講師を山内の支所に派遣するであるとか、山内の支所、あるいは集いの広場がこういう講師を佐賀県から引っ張ってきてほしいといったことで、子育て総合交流センターはその人的なネットワークの上で、それをまとめているところを要請するという機能。そして、これも繰り返し言っていますけれども、公民館であるとか、あるいは集いの広場とか、この公民館はこういったことをしてくださいといったこと、その人的情報とネットワークを考えております。

先ほどの質問を聞いていると、何でもかんでも武雄につくれということになるかと思

ます。私は周辺部も大事にしたいと思いますので、そういった観点から、これは北方につくる。そうすると、後で質問があろうかと思えますけれども、障害者の拠点については山内につくろうということで、周辺部の対応も兼ね備えた今回の提案としております。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

いや、私はそういう指導を受けるところは1カ所でいいと思うんですよ。何もそれをたくさんあっちこっちつくれと言っていることじゃないんですよ。この支援センターという中に、そういう指導をする部分と、ふだんいつも集まる場所としての意味合いもあるんじゃないですかと。だから、この内容が集まる部分は旧町の公民館でしますよと、こういう形でしますよということだったら別にいいんですよ。ただ、これがそれも（発言する者あり）そいぎ、そこに集まられるんですかね、はっきり。だから、そこをぴしゃっと説明してもらえばいいんですよ。この子育てサークルについてはどこどこ公民館でどういうふうにすると言ってもらえばいいわけですよ。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

子育て総合支援センターについては拠点施設として整備をいたすものです。サークルとか、団体の方が子育てのため、自分たちが交流するため、ここが拠点施設となるわけですが、今まで各支所、あるいは保健センター等を利用してサークル活動をされておった部分もあるかと思えます。それと公民館とかですね。そこはそこで皆さん方で集まりやすいところに集まっていたらいい、そこの中で出た意見、あるいは取り組みとか、それから、そういうものを総合支援センターに報告していただいて、それに基づく指導とか、先ほど市長が言われたように、講師の派遣とか、そういうものをやっていくように考えております。

〔6番「わかったわかった」〕

議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託いたします。

日程第8．第169号議案 武雄市障害者交流センター設置条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第169号議案 武雄市障害者交流センター設置条例について補足説明を申し上げます。

議案集9ページでございます。

障害者自立支援法に基づく事業の推進及び障害者の自立支援を行う拠点施設として、障害

者交流センターを山内支所に設置するために、管理運営に必要な事項を定めるものであります。

本施設においては、相談支援員を常駐させ相談業務に当たり、情報の収集や提供を行い、障害者や保護者、一般住民が相互に交流するとともに、創作活動、生産活動、社会参加活動を促進するための生活訓練、就労支援の場を提供し、障害者が自立した社会生活ができるよう支援をすることを目的としております。

第2条で名称及び位置を定め、第3条で交流センターで行う事業を定めております。

以下、利用に当たっての所要の規定を設けているところでございます。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第169号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託いたします。

日程第9．第170号議案 武雄市助役定数条例の一部を改正する等の条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第170号議案 武雄市助役定数条例の一部を改正する等の条例について補足説明を申し上げます。

本条例は、10本の条例を一つの条例で一度に改廃するものであります。

改廃理由は大きく3点ございます。

まず1点目は、地方自治法の改正に伴い、所要の改廃を行うものです。地方自治法については、助役制度の廃止などさまざまな改正が行われ、平成19年4月1日にはすべての項目の改正について施行されることとなります。このうち助役制度、収入役制度、吏員制度につきましては、制度の廃止、見直しに伴い、本市の条例についても所要の改正を行う必要がありますので、引用条文の改正を行うものです。

まず、条例中に「助役」と引用している箇所につきましては「副市長」に改正を行う必要がありますので、武雄市助役定数条例外7本の条例について引用箇所の改正を行います。

また、特別職の「収入役」が廃止され、一般職の「会計管理者」を設置することになるため、武雄市に収入役を置かない条例を廃止いたします。

2点目の改正といたしましては、消防団員に新たな区分を設けるための改正であります。現在の階級を有しないその他の消防団員について、基本団員と支援団員とを区分する改正を

行うものであります。現在欠員となっている団員を充足するとともに、サラリーマン団員の増加により、昼間活動できないケースでの災害等の出勤を容易にし、消防力を確保しようとするものであります。

3点目の改正につきましては、杵藤地区障害者自立支援審査会委員の廃止による改正であります。消防団員の区分と障害者自立支援審査会委員の改廃については、自治法改正に伴い改正を行うこととなります。特別職の費用弁償条例を改正する必要があります。これらの改正についてもあわせて行っております。

この条例の施行日につきましては平成19年4月1日といたしております。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第170号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10．第171号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第171号議案 武雄市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

条例第7条第2項の改正は、管理職手当を率による額の算定から定額に改めるため、率の規定を削るものです。現在管理職手当は規則において給料月額にそれぞれの職に応じた率、部長職15%、課長職10%、院長25%、副院長20%、病院支援部門10%、総看護師は10%を乗じて得た額としていることから、給料月額に比例して管理職手当の額が定まる制度になっております。今回の改正は、現在の年功的給与の処遇を改め、管理職手当を定額化することによって、管理職の職務、職責を端的に反映した制度に改めようとするものでございます。

なお、国においても地方公務員の管理職手当に当たる特別調整額の定額化が平成19年4月1日から実施されることになっております。

次に、第8条第3項の改正でございますが、扶養手当の額を改正するものであります。現在国を挙げて少子化対策に取り組まれていることから、扶養手当の額が2人目までと比較して1千円低い額となっている3人目以降についても、2人目までと同額の6千円に改正するものであります。国においても同様の改正が行われ、平成19年4月1日から施行されることになっております。

この条例の施行日は平成19年4月1日といたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第171号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がっております。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

171号議案について質問しておきたいと思います。

国家公務員にしろ、地方公務員にしろ、今は公務員給与に関してはいわば冬の時代と。民間ベースとのバランスをとるとか、いろんな理由をつけてやられていますけれども、お聞きしたいのは、公務員給与が下がっていくと。それで、100分の10、100分の15、100分の25としていきますと管理職手当も下がっていきますよね。給与本体が下がっていくわけですから。そうしますと、定額制にしますとね、本体が下がっても、その差は開くかどうかわかりませんが、定額制にすると。従来の比例的に管理職手当が出た場合と定額にした場合とはその開きが違ってきますね。もともと下げられるかわかりませんが、そうすると、定額制にした場合に、どういう基準で決められるのかですね。市長が決めるんでしょうけれども。だから、部長職、課長職それぞれ管理職手当出ますけれども、いわば部長、課長は勤務時間の手当は出ませんよね、管理職については。そうすると、どういう水準で定額にされるのかですね、その基本的な考え方というか、目安というか　をお聞きしておきたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

管理職手当の定額化というのは、職務、職責を端的に反映する制度というふうに考えておきまして、規則で定める管理職手当の額につきましては、給与の改定状況及び財政状況などを踏まえ、必要に応じて見直しを行っております。その基準につきましては、現在の管理職の中間の号俸を基準に定めたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

先ほどの手当の水準については以上のとおりですけれども、今回の根本的な考え方は、年功的処遇を改めると。職責、職務を端的に反映する管理職手当だということで、基本的にやっぱり管理職となると、議会対応であるとか、あるいは職責の大きさからすると、それはきちんと処遇をしなければいけないという観点から今回の定額制を設けたところであります。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

提案されているのは条例ですよ。規則で定めると。いわば条例と規則と一体となって提案されてきますと、大体この目安かというのはわかりますけれども、条例だけですので、もう1点、成功報酬的な勤務成績に応じてというふうな内容の答弁を市長されましたけれども、部長答弁からいきますと、平均的というと10%、15%、25%、3段階ありますね。平均的というと15%ぐらいをめどにというふうになってくるんですか、我々の判断する目安としては、従来の管理職の平均的という場合にそういうふうになってくるんですか。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

給料表は職務、職階制でございますので、管理職が属する級の中位の号を基準に管理職手当の額を定めていきたい。要するに、部長職の属する級の中位、課長職の属する級の中位、それぞれをとりながら計算していきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11．第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第172号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の補足説明を申し上げます。

議案集15ページ、新旧対照表条文7ページでございます。

近年の急速な高齢化の進展や医療の高度化により医療費が年々増加し、国保会計の支出がふえ続けています。また、経済の長期低迷による雇用の削減などから、失業中や所得の少ない方の加入割合が増加するなど厳しい財政環境にあり、保険税収入の伸び悩みにより国保事業は厳しくなっています。

本年度に国保税の税率改正を行い、また、合併時の国民健康保険基金を取り崩すなどして財政運営をしてまいりました。現在の状況では国保財政の運営が非常に厳しくなるおそれもございますので、税率の改定もやむを得ないと判断し、国保運営協議会に税率改定の諮問を行い、本年1月に答申をいただきました。その答申に基づき、国保税率の改正に伴う一部改

正を行うとともに、国民健康保険法施行令の一部改正により限度額が改正されておりますので、それに伴い改正をするものでございます。

内容を申し上げますと、課税限度額を560千円に引き上げ、国保税率は医療分の所得割額を11%に引き上げ、また介護納付金分の所得割額を2.1%に引き上げ、その他それぞれの均等割額、世帯割額を定めるものでございます。また、あわせて減額措置についても所要の改正を行うものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第172号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

おはようございます。

私は、条例改正に対して基本的な考え方をお伺いいたします。

国保税につきましては、さきの一般質問などでたしか6人の方から質問があったわけでございますし、執行部の考え方もおおよそわかったような気がいたしますけれども、せっかくの機会でございますので、私は別の角度から幾らか質疑をいたしたいと思います。

これまでの答弁の中で執行部が言うように、医療費抑制のために予防策に力を入れる、このことは当然のことでございますし、そういう努力をされていることは十二分評価しますし、認めるところでございます。また受益者負担の原則、これはすべての物事の基本でございますし、私も当然理解をしております。

しかし、合併協議会の中で水道料金問題、あるいは国保問題、国保の税率統一問題には大変時間をかけたわけでございますし、少し無理をしながらまいったという経緯もございます。また、これまで国保会計に対しては旧武雄市、北方、山内などはそれぞれそれに対する姿勢が違っていただけでございます。それを一本化したわけでございますので、大変無理が生じてきていることも事実でございます。さらに、まだ合併後1年という軌道に乗る前の過渡期であると、こういうことをまず考慮してほしい、こう思っているわけでございます。つまり、合併協議会での経緯、国保会計への姿勢、予算が全く違うのが一本化していると。さらには、昨年一本化しただけで、まだまだ過渡期であるということをぜひとも考慮していただきたいと、そういう気持ちを持ちながら質疑に入ります。

まず、第1点目についてでございますが、この1年間、国保税率改定抑制のために予防策以外にどのような施策をとられ、どれだけの抑制効果があらわれたのか、具体的にお伺いいたします。

二つ目に、国保と社保や共済、公務員共済でも結構でございますけれども、この違いを当然比較検討されたと思いますし、その資料として持っておられると思いますけれども、例えば年収2,500千円ぐらいで夫婦、子供2人の家庭では、国保、社保、共済など、公務員共済

でいいですけどね、それがどれくらいの違いがあるのか、資料を持っておられたらお伺いしたいと思います。

三つ目には、国保は社保や共済と違って、先ほど説明にもございましたように、所得が低い割に医療費がかさむ人が多い。そういう矛盾点や、元気なときには社保、共済に貢献し、病気して失業したり、退職して金が入らないようになれば国保にやってくる。つまり言葉は悪いかもしれませんが、国保は社保、共済のうば捨て山になっていると、こういう現実にもやっぱり直視していただきたいと思っていますところでございます。この矛盾をどう考えておられるかということでございます。

四つ目として、北方町では過去国保会計が苦しいときには一般会計から補てんしてきたこともございます。例えば台風などで農家の収入が落ちたときには、税率は変えませんがどうしても税収が少ない。そういうときには国保会計が苦しいということで、過去、一般会計から補てんしてきた経緯もございます。国は決していい顔はしないと思いますけれども、国からこういうときにはペナルティーがあるのか、そのことについてお伺いします。

五つ目の質疑といたしまして、では、今度の税率改定はいつまでを見越して改定されたのか。まさか途中にまた改定ということはないと思いますけれども、実際何年を見越して11%が税率改定なのか、お伺いいたします。

6番目の質問として受益者負担の原則、このことから言いますと、せんだっての一般質問の中で農業集落排水事業の維持管理費の問題が出されたわけでございます。受益者負担の立場から考えますと、農排の維持管理費と同じ考えが成り立つと思いますが、農排には一般会計から補てんをされております。農排の維持管理費と国保の違い、これが一般の人にわかりやすいように詳しい説明をお願いいたします。

七つ目として、市長は相互扶助の精神から他の財源を充てない、こういう姿勢ですけれども、本当に多額の不納欠損分までまじめな被保険者が払わなければならないのか。このことは給食費でも議員の中から問題が出された。払う人が払わない分を払わにゃいかん。これでいいのかという話も出ましたので、このことについてお伺いします。

以上、7点について質疑をいたします。

議長（杉原豊喜君）

どうですか、答弁。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

今7点の質問がございました。まず、今までどういうふうな手だてをして、どれくらいの効果があったのかということでございますが、一般質問でも答弁いたしておりましたように、健康増進のための健康診査、健康相談の開催、健康づくり講習会の実施、転倒骨折予防教室、老人クラブの出前講座、訪問指導、それから、健診でチェックした方の指導教室、それから……

〔29番「予防策は要らんよ。予防策はいいって」〕

はい。そういうふうなことで実施をしてきております。

どれくらいの効果が上がったのかということですが、そこまで算定はいたしていないところでございます。

それから、年収による社保、国保該当者の違いについてでございますが、具体的に子供2人という設定のところでは詳細な比較はしていないところでございます。

なお、所得が低い方への対応といたしましては制度の減額措置がございますし、それから、条例によって減免制度を設けているところでございます。

それから、一般会計補てんに対するペナルティーについてでございますが、現在のところペナルティーがあるのかないのかということについては承知をしていないところでございます。

それから、今度の改定はいつまで見越しているのかということですが、平成19年度の予算を検討する折、非常に厳しいという中で19年度分として計上しておりますし、それから、今後平成20年度に予定されております後期高齢者制度の負担等についてもまだ詳細につかめていないところでございます。そういうことで19年度の分として設定をしたところでございます。

それから、先ほどペナルティーがあるのかないのかということで、承知していないと答弁いたしました。ペナルティーはないということです。

それから、受益者負担については、この制度が特別会計ということでございます。受益者負担をお願いしたいということにしているところでございます。

それから、不納欠損分まで払わなければならないのかということですが、確かに平成17年度分の不納欠損をいたしているところです。不納欠損については収入額に影響いたしますので、ほかの被保険者から全体的に払っていただいているということでございます。

以上でございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

幾つかの点で私から補足の説明をしたいと思います。

まず、1点目の国保税率改定で予防策以外にどういう政策を行ったかと。これは私は市長会、あるいは厚生労働省に直接確認をいたしましたけれども、なかなかといってこれという決め手がなかわけですね。したがって、これは造詣の深い黒岩議員からも、ぜひこういったことがあるのではないかと私に教えていただければありがたいというふうに思っております。これ本当にどこの自治体も困ってっけんが、どこの自治体もどんどん上がっていきよっわけですね。そういうことで、これはこれという決め手は見当たらないのが現実の状況であります。

それともう1点、受益者負担の原則について、私の過去の答弁の見解を問われました。基本的に道路の場合は、これはすべての方が理論上は需要者となります。しかし、国保であったり、農集であったり、これは加盟者、あるいは被保険者ということになると限られた方となる。これは基本的に憲法の本質からいっても、受益者、享受者の負担の原則ということがまず原則だというふうに思っております。そういう意味で鋭い御指摘がありましたけれども、じゃ農排の維持管理と違うじゃないかといったことについては、これは経緯論からすると、基本的にはこれも私は答弁してありますとおり、苦しいことでありますけれども、受益者負担の原則があると。しかし、一方で制度の維持管理を考えなければいけない。これで一般会計からあるところで設けたときにこう出すといったときに、私が恐れるのは、基本的にこれですます制度の維持管理がきつくなるのではないかという危惧があります。したがって、これについては受益者負担の原則を維持しつつ、当分の間、今回の税率改定を行い、また、その時点で種々のことを考えたい。これは消費税になるのか、一般会計の取り扱いになるのかわかりませんが、考えたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）

議事進行。

今、市長の一番最後の最後のところですけども、消費税云々の話の中、少し早過ぎましたので、よければ、そこは一番大事なところですので、どういう考えなのか、もう少し詳しく聞いてから質問したいと思いますけど、議長いかがですか。

〔市長「消費税のところですね」〕

消費税だけじゃないように聞こえたからですよ。

議長（杉原豊喜君）

市長、先ほどの答弁の中で一般会計と消費税、もう少し詳しくということですので、答弁を許可します。樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

再答弁したいと思います。

一般会計の繰り入れ等については、基本的にはこの状態で制度の維持ができるかどうか。この維持ができないというふうに判断したときには、これは一般会計から出すことはやぶさかではないというふうに思っております。というのも、これは国保のレポートについてもこのような報告書が私の方にも届いておりますし、これと先ほど消費税を絡めて申し上げましたのは、あくまでも根本は私はこれは私の持論ですけども、消費税を待たなければだめだというふうに思っております。ただ、そのタイミングが、一般会計の繰り出しのタイミングと消費税のタイミングというのは、これは消費税のタイミングの方はわかりませんの

で、関連して先ほど答弁したものでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

ただいまの答弁では甚だ不満なわけでございます。と申しますのも、税率改定の根拠がない、11%のですね。やはり11%の根拠というのはそれなりに要すると思うんですよ、改定するんだから。だから、当初言われていましたように、1年か、私6月に質問しましたね。このままでは医療費が上がるよと。税率改定しなきゃいかんですよと。基金がないもんですからね。基金を食っていくんですから。だから、そこまでは合併協議会で話しなかったから、どうするんですか、頑張ってくださいと言ったら、絶対やりますと6月言われているんですよ。だから、その成果が出たか出なかったか。出たか出なかったかわからなくて本当に税率改定できるんですか。全く効果がなかったから、何%するならわかるんですね。予防策はこれからどんどんどんどんやっていくと思うですよ、医療費抑制のために。しかし、現在まだ出ていないと、広く言えば。だから、12億円の基金がなくなったから、どうしても金がないからしなきゃいけないと。だから、水道料金はもっと難しかてせんかったんですよ、2年間は。国保は逆に入ったんですよ。1年間でいろんな検討をしましょうということで入っているんですよ。それが先ほど言った合併協議会での経過なんですよ。だから、それはわからないと、社保、国保。

部長を責めるわけじゃないですけども、皆さんに通じることですけども、確かに国保は低所得者が多い。そう言いながらも、じゃあ実際、社保と共済とそういうとと比べたことありますか。それを見たら、絶対今のこの合併という時期、北方町が入ってきた。山内町いろいろしてきた。三つが一緒になった。このときは市長ね、やっぱり今幾らか入れるべきと思うんですよ。値上げもせにゃいかんけど、丸々していくというのは我々無理がいくと思うんです。それを合併協議会で任せた。合併協議会でも2年ぐらい後に統一するのもよかったですよね。しかし、国保は性格上、やはり無理してでも一緒になそうと。その中で考えていこうということで一緒になった経緯があるわけです。

それはそれとして、どうしても言われたいなら言いますけれども、結局、合併時に山内の基金89,000千円あったんですよ。北方27,000千円。失礼ですけど、武雄は2,000千円しかなかった。だから、値上げする時期がもう来ている、来ていない、いろいろあるわけですね、時期時期が。しかし、それでも統一せにゃいかんやった、一本化しなきゃならなかった。そういう時期だったんですよ。

ちなみに、武雄の悪口じゃないですよ。国保の実態を言っていますから。山内町は89,000千円、被保険者は3,600人ですね。北方27,000千円、このうち一般会計から入れた額だってかなりありますよ。そうしながら運営してきた、うちが3,000人ですかね。武雄は1万3,000

人ですよ。だから、非常に難しかったですよ。水道は施設問題がありますので、2年間で統一しようと。しかし、国保は歩かにかんけん。これを使ってやろうと言ったんですよ。本当だったら、これだけいきなり値上げになるのであれば、当時、ゼロ決算でよかったんですよ。部長そうでしょう。山内は山内さんの基金を返して、北方は北方に返して、3,000人、3,600人返してですね。同じスタイルですれば、むしろ私今度の値上げ何も言わんかわからん。金がなければ運営できないんですから。しかし、そういうお互い基金を持ち寄って何とかやっぺいこうやと。これで山内の人腹かかんぎおかしかですよ。私だったら町民に申しわけないですね。私はそううちの町民に説明してきた、議会に説明してきたんですから。だから、そういう過渡期であるということはぜひ思っぺいほしいというのはさっきの話なんです。

そして、今度値上げで増収は120,000千円ですか、多分それくらいだと思うんですけどね。そのうちの半分48,000千円が不納欠損なんですよ。だから、国保の加入者の被保険者の低所得者が抱えているその実態から大きく離れている。そういうことを何で参酌しなくて税率改定したんですかと。税率改定したら、当然そこに参酌出るんじゃないかと言っている。合併協議会のこと、基金のこと、それをしなくて、問答無用の値上げなのかと聞きよるですね。

だから、そのことを考慮しなくてしたのであればいいですよ。伸びを抑えた。それはわからない。何年か、それは20年からメモが来よったですけども、高齢者の分は、どうせ案分率出すんですよ。少しはもうけるかもしれません。75歳の人が多かったらですね。それは当然範疇にあつて税率改定せにかんけんやないですか。それともしてないということですか。

議長（杉原豊喜君）

中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

ただいま黒岩議員から御指摘がございました。合併協議会の経過としてもうおっしゃるとおりでございます。

ただ、そういう中で、当時12%……

〔29番「12.5」〕

12.5%という値上げをせんと維持できないというふうなことがございました。それを9.9%に統一していただいたところです。その時点で財源不足になるということは承知をしていたところでございます。そういう中で、今回の値上げについて、どうしても国保会計の維持ができないということから、あえてお願いを申し上げたところでございます。

それから、御質問の給与収入の比較でございますが、まず国保の方、2,500千円の4人世帯の税額については245,840円となります。一方、社保の方については208,333円となり、その差は37,507円ということになるところでございます。そういう意味では、国保被保険者の

負担が大きいということになるところでございます。

議長（杉原豊喜君）

29番黒岩議員

29番（黒岩幸生君）〔登壇〕

だから、二つのことを私言っているわけですよ。一つは、どうしてもこういう事情だから財源が足りない。積極的な根拠ですね、それは要るんですよ。合併協議会の中で12.5%と言われたですかね。それが1.5%減った。例えば、その分はこういうときだから一般会計から補てんしようとかなれば整合性があるんですよ。そうなければ、何もしなくて12.5%がうそだったのか。単純に減らしただけと思うんですよ、11%に。見ばえが悪いから。そんなことじゃ国保運営できないんでしょう。だから、国の無策に対して必死になって地方自治体は頑張っているわけですから。市長がいつも言うように、余り国は当てにならなくて。（発言する者あり）しかし、ここは市長やっぱり守ってやるべきなんですよ、ここはね。いや、ここでいきなりしないでいいと思うんですけど、そこは十二分にやっぱり検討すべきところと思うです。だから、それいいです。税率改定ですから、改定に根拠がないから大変ですよ。提案したのに。何年までもわからない。12.5%は11%になった根拠もわからない。基金は使い果たした。だから、ずっとそれは協議会のときに言ってきた模様でございますので、最後にお伺いしますけれども、今回、樋渡市政においては一般会計からの今回のことに対して補てんは考えられないのか、最後にもう一度お伺いします。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

答弁をいたします。

先ほど根拠がないということをおっしゃいましたけれども、当分の間のこの財政運営を行う上では、今回の税率改定を行ったところであります。

そういうことで御質問に答えたいと思っておりますけれども、一般会計の繰り出しについては、今回については想定をしております。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。23番江原議員

23番（江原一雄君）〔登壇〕

1点の質問は、私も12月議会でこの国保税の問題につきまして、いわゆる格差社会の問題として、その格差社会をとらえる上でひとつ国民健康保険制度、全国市町村の問題、そういう意味では、市長に対してその打開策についてお尋ねをいたしました。

それと重複するわけですが、国保の問題につきましては当時市長の答弁は、本当に市町村の会計上大変だという認識上、同一線上で国に対してもこの制度の維持のために努力

するという形を要望しましたし、市長自身もその先頭に立って頑張る決意を答弁されていた  
だいておりました。しかし、具体的にはこの問題がなかなか進展しないという全国の状況、  
これは議会の側でも、また執行部側でもそういう認識ではないかと思えます。

そこで1点ですが、私も先ほどの黒岩議員の質問のように、やはりこの一般会計で特別会  
計の国保制度の補てんはあってしかるべきだと考えておる一人です。

そこで、この制度の問題で言われましたように、2,500千円の国保の世帯と社会保険の世  
帯の金額の差を今答弁されましたけれども、私も以前町長に対して、首長に対して、首長の  
保険は年額幾らですかという形で、その年収に対して何回か質問した経緯もあります。後で  
いいですので、市長と副市長の保険の金額がわかれば出していただきたいと思えますので、  
質問です。

議長（杉原豊喜君）

江原議員、今のは資料の提出だけのあれでいいですね。はい。

ほかに質疑ございませんか。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

福祉生活常任委員会での審議の材料ておかしいけれども、参考意見にしたいと思えますの  
で、市長に見解を聞いておきたいんですけどね、福祉保健部長は会計の維持はもうできなく  
なっている、だから値上げだと、それはもう数字でわかりますよね。

もう一つは、市長が言う制度が維持できなくなった場合、これは消費税でやるか、一般会  
計でやるかと。消費税というのは参議院選挙後、審議が始まっていますからね。僕らは反対  
ですけども、市長が考えている制度の維持ができないという場合には、どういうものをも  
って判断されているのかですね。というのは、今論議になっている今度の値上げの根拠がな  
いじゃないかということがあっていますからね。制度が維持できなければ、一般会計から投  
入も考えるんだということですから、見解を聞いておきたいと思えます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

制度が維持できない場合の一つのとらえ方として、私はこのように考えております。例え  
ば、消費税が70%になったといった場合には、（発言する者あり）いや、聞いてください。  
まず、そういったことになる、これは必ず国民全体、あるいは消費税を支払うべき者から、  
あるいは事業者から反対批判がある。これは幾らつり上げてその部分でだめだということ  
になる。今回の国保税率の引き上げは甚だ心苦しいものでありますけれども、さらにこれに  
よって2倍、3倍となる可能性がある場合については、私は一般会計の繰り入れというのを  
やるべきだというふうに思っております。これはミクロの観点から行うべきだということ  
で思っております。今のところは甚だ心苦しいことではありますけれども、当分の間はこの国

保の税率の改定で私は甘受してほしいというふうに考えております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今の市長の答弁をもって福祉生活常任委員会で市長こう考えているんだと、ちょっと例が大き過ぎますからね。確かに制度が2倍、3倍に国保税率を上げなきゃならんという場合には、それは制度の維持ができなくなる。一般会計から繰り入れる。消費税を70%にしたら極端過ぎますよ。そうなりますと、国の財政支援、これはもう欠かせない根本中の根本だと考えているんですね。49.8%から34.5%になっているわけですからね。それは国庫支出金の税率を変えてまで予算組まなきゃならないという苦しさは今実際にあるわけですよ。ですから、そう考えますと、国保税率が2倍、3倍になった場合、一般会計から繰り入れる。いろんな当分の間と市長が言いましたので、財政厳しいですけどね、いろんな財政出動をしながら、国に言うべきはちゃんと言うていくと。県の財政支援も要求していく。これは武雄だけの要求じゃなくて、全国の市町村がその立場に立っているわけですからね。そういう立場に立ってこの問題を解決していくと。これは武雄だけじゃないと思うものですからね。それはもう市長も頑張るしかないわけですから、よろしくお願いします。（発言する者あり）

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私は黒岩議員の指摘、平野議員の指摘もそのとおりだというふうに思っております。そういった意味から、私は国に対しては、これは市長会で今緊急提言等の取りまとめもあります。私からも佐賀の市長会、九州の市長会、そして全国市長会に呼びかけていく。これこそ共産党さんが先頭を切って厚生労働省を突き上げてほしいと思いますので、ぜひ共産党中央の方にも力強い御支持をお願いしたいと思います。（「国会でやっているよ」「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）

今の市長の答弁に反論するつもりはないですけどね、ただ、そこに行ってまで言うものでもないですけど、毎年政府交渉やって、そして国保の値上げについて考えているんだと、毎年政府交渉をやっているんですよ。厚労省からも出てきています。毎年暮らしを守る共同行動ってやっているということを紹介をしたいと思います。もちろん先頭に立っていることは、これからじゃなくて、これまでやってきています。と同時に、全国市長会だとか、与党ですからね。その与党の責任が大きいんだということをも十分考えていただいて、我々は確

かな野党としてしっかり追及していきたい。このことはあそこで言うほどでもないですからね、あえて表明しておきたいと思います。

〔23番「評価していただいてありがとうございます」〕

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第12．第173号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第173号議案 武雄市特産品等展示販売飲食施設設置条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案参考資料は11ページでございます。

本議案は、道の駅山内にあります黒髪の里及びびな菜の使用料を定めるものでございます。

まず、第4条第1項でございますが、「使用する者」の次に「（以下「使用者」という。）」を加え、同条第3項の「利用」を「使用」に、同条第4項の「利用者」を「使用者」に改めるものでございます。

また、4条の次に新しく5条、6条及び7条を加えております。

5条でございますが、展示販売施設黒髪の里及び飲食施設びな菜の使用料を新たに定めるものであります。これまでは使用料についての規定がなく、これらの施設を運営しております黒髪の里運営協議会から収益の一部を一般寄附として収納してまいりましたけれども、指定管理者の導入に伴いまして使用料を定めるものであります。使用料の額は、固定資産評価額をもとに、行政財産使用料条例及び公有財産規則に準じて積算をし、年額8,044千円といたしております。

次に、第6条では使用料の減免、第7条では使用料の不還付について定めております。

なお、この条例は、平成19年4月1日から施行することといたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第173号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第13．第174号議案 武雄市立武雄市民病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第174号議案について補足説明を申し上げます。

議案参考資料、新旧対照条文は13ページでございます。例規集第2巻の1万7,181ページでございます。

今回の条例の一部改正は、条例第2条第3項で使用料及び手数料の額を別表に定めるといたしておりますが、別表中の使用料に特別室Cを新たに設けるものでございます。これにつきましては、平成17年、18年度で行いました病院の経営診断、経営改善委託等の中でさまざまな指摘がされましたので、個室を中心に整備いたしております。そういった関係で、この個室について使用料を設定するということで、1,050円をお願いしたく御提案いたしたところでございます。従来の特設室のように洗面台、電話等、そういう設備はございませんが、大部屋との比較において個室料をいただくということにいたしておるわけでございまして、経営改善の一環としての対策ということでさせていただきましたので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第174号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第14．第175号議案 武雄市老人福祉センター長寿園設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第175号議案 武雄市老人福祉センター長寿園設置条例を廃止する条例の補足説明を申し上げます。

議案集20ページでございます。

武雄市には、平成18年3月の合併に伴い、市内に老人福祉センターが2施設ございます。一つは武雄市社会福祉協議会所有で、直接施設を運営している武雄町にございます日輪荘と、武雄市所有で、これは北方町にあります、武雄市社会福祉協議会に施設運営を委託している長寿園がございます。両福祉施設の設置目的も高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエ

ーションのための便宜を総合的に供与するためと同様でございます。実施している事業内容も同様なことから、武雄市の高齢者福祉サービスの一元化並びに予算措置等の一元化を図るため、市所有の老人福祉センター長寿園を武雄市社会福祉協議会へ無償譲与を行うことによる設置条例の廃止でございます。譲与することにより、武雄市高齢者福祉サービスを社会福祉協議会に担ってもらい、より効果のある福祉事業を推進していただけるものというふうに考えております。

なお、建物及び施設の譲与のみであり、土地については無償貸与といたしております。

以上、簡単でございますが、補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第175号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第15．第176号議案 武雄市公衆便所設置条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

第176号議案 武雄市公衆便所設置条例の廃止について補足説明を申し上げます。

現在、条例上の公衆便所につきましては6カ所でございますが、そのほとんどについて老朽化が進み、また利用頻度も低いことから、原則として廃止解体を予定しております。

廃止予定の公衆便所は、梅林公衆便所、松原公衆便所、西浦公衆便所、武雄温泉駅南口公衆便所、桜山公衆便所の5カ所ですが、そのうち西浦公衆便所につきましては消防団詰所と構造的に棟が引き続きになっており、また実際消防団員が利用されておりますので、地元への管理移管を予定しております。また、宮野町公衆便所につきましては利用度合いも高く、水洗式の新しい施設ですので、行政財産として今後も維持管理に努めていきたいと思っております。

今回、6カ所のうち5カ所を廃止するため、1カ所のみ条例上残ることになり、条例化の必要性が薄れております。これを機に公衆便所設置条例を廃止することで提案させていただきたいと思っております。

どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第176号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

議案審議の途中ですが、議事の都合上、午後 1 時10分まで暫時休憩をいたします。

休 憩 11時56分

再 開 13時10分

議長（杉原豊喜君）

休憩前に引き続き再開をいたします。

日程第16号・第177号議案 財産の譲与についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第177号議案 財産の譲与につきまして補足説明申し上げます。

市有財産の譲与につきましては、地方自治法第96条第 1 項第 6 号によりまして議会の議決が必要でありますので、承認をお願いするものでございます。

本議案は、先ほど第175号議案で長寿園設置条例廃止について説明をいたしましたが、これを受けて本年 4 月 1 日から老人福祉センター長寿園の管理運営を社会福祉法人社会福祉協議会に移管することにしており、このために既存の建物、設備等を無償で譲与するために議会の議決をお願いするものでございます。

主な譲与物件といたしましては、建物につきましては、延べ床面積823.6平方メートル、設備では、し尿浄化槽、エレベーター等となっております。

なお、この件につきましては、議会の議決後、社会福祉法人武雄市社会福祉協議会と契約を行うことといたしておるところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第177号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第17号・第178号議案 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

本案の提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第178号議案 損害賠償の額を定めることについての補足説明をいたします。

この件につきましては、庁舎敷地内の駐車場での事故による損害賠償の額を定めるものでございます。

事故の内容につきましては、平成18年 6 月 9 日午後 1 時ごろ、武雄市武雄町大字富岡9330

番地 1 に在住の谷口攝久氏が市議会本会議に出席のため登庁中に自家用車から下車されようとした際、敷地内の路上のマンホールぶたの部分でくぼみが生じていたため、このくぼみに足をとられ、右ひざ内側側靭帯損傷及び右ひざ内側半月板断裂をされたものでございます。

その後、谷口氏は直ちに診療を開始され、通院されていましたが、手術が必要となり入院されて治療を行われ、退院後も外来にて加療等をされておりました。

今回、損害賠償の額については合意をいたしておりますので、御報告いたします。その損害賠償の額は1,458,650円でございます。この金額は、全国町村会総合賠償補償保険から全額補てんがされます。

今後、このような事故が再度発生することがないように公共施設の維持管理に努めてまいり所存でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第178号議案に対する質疑を開始いたします。27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

まず、谷口攝久氏に対しては心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それで、私も大変これは重大な問題であるというふうに思います。賠償金額が1,500千円近いお金でありますので、内容について少しお尋ねをしておきたいと思います。

まず、原因となりましたマンホール部分のくぼみ、これが大体どの程度のものだったのかということであります。多分、6月の定例会会期中にこのような事故に遭われたというふうに思うわけですが、そういう重要な事故につながるような部分がこの駐車場にあったのかどうかですね。そのくぼみというものについて、どういうものかというのをお尋ねしたいと思います。

それからもう一つ、1,458,650円、これにつきまして、大変金額が大きいわけありますので、一体これはどういう算出でこの金額を出されたのかということをお聞きしたいと思います。

それから、3点目であります。損害賠償をするのは当然でありますけれども、この問題については、過去、議会においてもこれらの道路管理の問題等については、都度、損害賠償の部分が出されておまして、その都度、議会でもこれらの問題について厳しく指摘をされております。

そういう面で、今後このようなことがないようにということではいつもおっしゃっているわけですが、この点について市長の方から、この問題についてどのようなお考えをお持ちなのか、それについてお尋ねをしておきたいというふうに思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

くぼみの状態でございますけれども、これは庁舎北側の駐車場のところにずっと舗装をするたびに厚みが増しまして、ただ、マンホールの部分がずっとその間、格差が出てきたということで、約五、六センチぐらいの差がありました。マンホールのふたの広さが直径50センチぐらい、これが2カ所ございまして、そのうちの1カ所で事故を起こされたということでございます。

それから、算定の基礎でございますけれども、入院が59日、実通院が92日ということでございます。これは保険会社の算定の仕方でございますけれども、通常は自賠償の基準で算定を行うということでございましたけれども、今回は入院、通院含めて非常に長いということから、けがが重いというような判断のもとで任意保険の基準で算定をされたということでこの金額になったと会社の方から聞いたところでございます。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

私の見解を問われておりますので、お答えしたいと思います。

まずもって谷口攝久議員にお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

その上で施設管理者として、私は行政の長として、今回の議案に対しては肅々と決裁をしたところであります。

議長（杉原豊喜君）

27番高木議員

27番（高木佐一郎君）〔登壇〕

今、総務部長から答弁がございまして、賠償の範囲については、自賠償ではなくて任意保険ということでお話がありました。当然、任意保険という場合については、私ども通常、車同士の事故とか、あるいは車とほかのものとかいう場合には過失的にその他の割合というのが当然出てくるわけでありまして、この場合は任意保険で支払われている以上、その辺の過失の部分とはどうなっていますかということですね。

その点について、大変申しわけないですが、もう一回お聞きをしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

お答えいたします。

損保会社と協議をする中で、今回、100対ゼロというようなことでお聞きしたところでご

ざいます。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

本当に大変な時期に大変だったろうと思うんですけども、お見舞いの気持ちには変わりありません。

そこで、幾つか聞いておきたいんですけど、執行部の答弁によりますと全国町村会総合賠償補償保険ということですね。それで、保険の種類なんですけれども、先ほど任意保険の基準でいったと。そうすると、過失相殺等が出てきますね。それはさっき答弁されたとおりですけれども。そこで、1,458,650円の中身といいますか、それは慰謝料等が含まれておりますよね。この中身を答弁していただきたいと思います。

もう一つ、この保険ですけれども、どういう保険でこれを対処するかということで私が聞きたいのは、6月9日というのは議会会期中ですよ。しかも、場所が市役所庁舎敷地内。そうすると、普通、勤務されている人たちは労働災害の対象になりますよね、通勤とかその帰りの事故といいますのは。議員の場合は公務災害というのがあるんですけども、その公務災害の対象としてこれは処理できなかったのかと。全国町村会、もちろん市の財源捻出はないですね、保険で解決したわけですから。そうすると、私は労災の対象じゃないかと思うんですけども、そこはどうなっているのでしょうか。

もう一つは、例えば、会期中じゃなくて普通一般の人が同じような事故に遭った場合に、その場合は道路管理責任者と同じように全国町村会総合賠償補償保険で解決しますよね。決して労働災害の対象にはならないと思うんですけども、今後の教訓にしていかなければいかんと思いますので、その辺、その保険を採用した根拠といいますか、あるいは労働災害ではないのかという指摘に対して答弁をお願いしたいと。

議長（杉原豊喜君）

大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

金額の内訳でございますけれども、本人の負担総額、治療費でございますけれども、488,650円、それから、慰謝料として970千円ということでございます。

それから、2点目でございますけれども、公務災害等々の関係はどうしたのかということでございますけれども、今回の事案は、議員おっしゃいますように、通勤災害に該当するものというふうには考えられます。ただ、交通事故等の第三者加害行為につきましては、公務災害と違い、物的損害や慰謝料の請求等も生じることから、市の方といたしましては、第三者が被災者に損害賠償を行う賠償先行を原則として行っているということでございまして、今回、第三者が公務災害の補償に先行して被災職員に治療費等を支払った場合は公務災害に

よる補償は免責されるということから、公務災害の手続は行わなかったということでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

本案の審議につきましては、地方自治法第117条の規定に基づき30番谷口議員の退席を求めておりましたので、谷口議員の除斥を解きます。

〔谷口議員戻席〕

日程第18．第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

第179号議案 佐賀県西部広域環境組合の設置についての補足説明を申し上げます。

廃棄物の処理につきましては、ごみの排出量の増大や質の多様化に伴い、ダイオキシン類の発生や最終処理施設の確保等の問題が生じているのにかんがみ、ごみの排出抑制や再利用、資源化、循環社会の構築に向け、佐賀県西部ブロックでのごみ処理共同計画を行うことになりました。

構成市町といたしましては、本市を初め、伊万里市、鹿島市、嬉野市、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の4市5町となっております。

広域におけるごみの共同処理を行うための一部事務組合の設置につきましては、西部ブロックごみ処理広域化計画推進協議会において検討がなされてきましたが、平成19年2月1日の構成首長会において合意が調いましたので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を賜りたく提案するものでございます。

26ページをお願いします。

26ページの佐賀県西部広域環境組規約案におきましては、地方自治法第284条第2項の規定に基づき組合の名称、組織する地方公共団体、共同処理する事務、議会の組織や選挙の方法、執行機関の組織や選任方法、経費の支弁の方法やその他所要の諸項、施行期日を定めております。

なお、今回の議案は、関係市町いずれも3月議会に同時提案されております。議決していただきますと、議会終了後、県知事へ許可申請を行い、許可を受けた後、7月1日の組合設置を予定しております。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わらせていただきたいと思います。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第179号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑の通告がっております。22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

第179号議案の委員会付託は福祉生活常任委員会になっておりますけれども、この計画に対して議決してしまえば後戻りができませんので、市長の見解、考え方を何点かにわたって聞いておきたいと思えます。

1997年当時の厚生省、ダイオキシン類削減対策、これを打ち出してごみ処理の広域化に踏み切ったと。その当時、武雄市はダイオキシン対策で20億円、炉の拡大かれこれで6億円、合計26億円が広域圏で予算化されて工事が実行されたと聞いております。

この厚生労働省のダイオキシン類削減対策、これをきっかけとして広域化がどんどん全国的に進められてきているわけですがけれども、この点、第1番目の質問ですがけれども、県内の四つのブロックに分けて、そして、武雄は西部ブロックに入って、伊万里、有田と杵藤広域圏を一緒にやっていくという計画ですね。財政計画を見ますと、相当大きいんですよ。広域化すれば年間274,000千円軽減されるということで広域化に踏み切るという内容でもあるわけですがけれども、問題は、ごみの広域化という問題と、そして、地方自治体が頑張っているごみの減量化という問題ですね、その大きな矛盾があるんじゃないかという観点から市長の見解を聞きたいわけです。

大量生産、大量消費、あるいは大量廃棄、これは今日、本当に困った問題、自治体としても本当に困った問題だというのは認識をいたしております。そのごみ問題の根本的な解決は一体何なのかということですがけれども、広域化で処理していく場合と、もう一つは、ヨーロッパ並みに製品の生産から流通、廃棄の段階まで生産者が責任を負うと。いわば拡大生産者責任といいますか、これがなかなか国で法律化されないわけですがけれども、これが根本解決の原則ではないかという認識をしております。その点で、市長の見解をお伺いします。

それからもう一つは、ごみを減らすことが焼却の理由の一つになっているわけですがけれども、焼却率を上げて、特別委員会の報告がありましたように、なかなかごみが減らないと。先ほどの生産者の製造責任というのがありますけれども、ごみをもとから減らすというのは、さっき言いました企業の製造責任が問われていくわけですね。ここをどう解決していくかが大切だというふうに思うんです。

もう一つは、焼却でごみを減らすという中に、いわばプラスチックごみ、これを可燃物とするというように国の方針が変わりましたですね。ですから、例えば、佐賀市の場合に分別の中でプラスチックは別だと、資源化していこうと。あそこは平成15年ですか、ごみ処理の大型施設ができましたですね。その際、せつかく分別して集めたプラスチック類を可燃物として処理すると。一定の温度、1,000度以上、24時間稼働していくには必要だということか

ら、せっかく分別したプラスチックを燃やすということも起こってきております。

それから、次の3点目ですけれども、農村部と都市部の違いはありますけれども、一般廃棄物の3割、あるいは家庭ごみの5割、その程度を占めている生ごみですね、これを分別、減量すると、これはいろんなメリットがあるわけですが、特に、食育に関心の高い市長ですから、農産物をしっかり健康に育てていくという点では、生ごみの堆肥化という問題が全国的にも大きく取り上げられてきておりますね。しかし、広域化していきますと、ごみが足りないということから、水分を含んだまま生ごみを集めるという結果になりはしないかと。ですから、循環型社会を遂行していく上では最終的には生ごみの処理までリサイクルしていく、そういうふうに全国的にもごみの処理の仕方としては流れが出てきておりますけれども、その点、市長がどう考えておられるのかと。

それから、ダイオキシン対策と言われますけれども、容器包装リサイクル法、これがプラスチックごみなど、結局、この法律ができたことによって資源化していくということで進んできたわけですが、結局、燃焼度を高くするということからこれを可燃物にするという事態が出てきていますね。今度のごみの広域化もそうだろうと思うんですが、そういう点で市長の見解をお伺いしたいと思います。

もう一つは、ごみが足らなくなると。一方で減量化していこうということで資源化が進んでいくわけですが、ごみが不足するということは、産廃まで一般廃棄物と一緒に広域化事業の中でこれを焼却していく。これは先進国からすると逆行するのではないかと。産業廃棄物は県の責任ですよね。一般廃棄物は、もちろん御存じでしょうけれども、地方自治体の責任。

こういうことからしまして、ごみの広域化というのは極めて心配な点が多いんですが、自治体の財政負担とあわせて、この点で市長の基本的な見解というのを伺っておきたいと思っております。

議長（杉原豊喜君）

樋渡市長

樋渡市長〔登壇〕

まず、広域化と循環型社会は、これは分けて考えるべきだというふうに思っております。なぜならば、今回の4ブロックに分けるということは、これは県の方針であることと同時に、もう一つが、朝日の今のクリーンセンターが耐用年数を超過しているといったことからすると、これは何らかの形で新たなものをつくらなければいけないという消極的な理由があります。その上で循環型社会の構築というのは積極的な理由であります。

したがって、ここはきちんと分けて、まず考えるべきだと。これがリンクするという点にはならないというふうに私は思っております。

次の拡大生産者責任であります。この件に関しましては、私も基本的には議員と同じです。

しかし、これをやることによってヨーロッパはどうでしょうか。コストの上がっておるわけですね。例えば、本来100円で買えるジュースが140円、150円になっておるわけですね。これについては、それをやることによって一般消費者がどう思うかといったことも考えなきゃいけないということを勘案しますので、これはなかなか簡単な問題ではないというふうに思っております。

次です。生ごみの堆肥化等とリサイクルについては、これも私は議員と考え方は一緒であります。これについては、積極的に私も進めていくべきだというふうに思いますので、今回の施設とどういうふうにこれが兼ね合いになるかということは、そういった観点からもちよっと見ていきたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、施設建設の考え方については、これは最初、冒頭申し上げたとおり、仕方がないという側面と、もう一つは、循環型社会を推し進めるという観点から、施設建設に当たっては各市町のごみ減量目標も当然考慮した上で、ごみ排出量の将来予測が試算されます。その試算に基づいて適切な施設規模が検討されますので、広域圏の首長としてそれはきちんと見ていきたいというふうに思っております。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

産廃も当然そっちの方に持ってこなくてはいけないかというふうな問題が生じるのではないかというようなことですが、ここら辺につきましては、今後、設置されます一部事務組合で十分検討協議されて、まだ今のところは県の考え方でしておりますので、十分今後協議してまいらなければならないと思っております。

議長（杉原豊喜君）

22番平野議員

22番（平野邦夫君）〔登壇〕

今、部長が答弁した点で気になりますのは、産業廃棄物まで広域化事業の中に入れるんですか。それは県がそういうふうに指導しているんですか。全国的な流れの中にそういうところもあると、ごみが足りなくて産廃も入れているところもある。最初から今度の広域化計画の中に産廃もそこに入れていいですよと県は指導しているわけ。

〔市民環境部長「違います」〕

違うなら違うで、そう答弁されましたので、訂正するなら訂正するというふうにしてください。

議長（杉原豊喜君）

藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

申しわけございません。先ほどの答弁で産業廃棄物のことで申しましたけど、産業廃棄物が入っておりません。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第19．第180号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

第180号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について補足説明を申し上げます。議案集の29ページでございます。

今回の変更は、組合の事務に新たに共同処理する事務を追加すること及び地方自治法の一部改正に伴って規約を変更するものであります。

それでは、別紙について御説明いたします。

規約第3条は、障害者自立支援法に基づき第5項に新たに障害者自立支援審査会の設置及び運営に関する規定を加えるものでございます。

それから、規約第7条は、地方自治法の一部改正によって第170号議案でありましたが、収入役制度が廃止され、一般職である会計管理者を置くことに改正されます。よって、第1項で「収入役」を「会計管理者」に改め、第3項で「会計管理者は、武雄市会計管理者の職にある者をもって充て、管理者がこれを任命する。」というものに改めます。

次に、規約の第8条及び第9条については、地方自治法の改正による条文の整備でございます。

規約の変更については、平成19年4月1日から施行することになっております。

以上、補足説明といたします。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第180号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第20．第181号議案 杵東地区衛生処理場組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。藤崎市民環境部長

藤崎市民環境部長〔登壇〕

第181号議案 杵東地区衛生処理場組合規約の変更について補足説明申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、一部事務組合の規約を変更したいので、議会の議決を求めるものでございます。

32ページをお願いします。

規約の一部を変更する規約でございます。

第13条の「収入役」を「会計管理者」に改め、同条第3項を次のように改める。

第3項「会計管理者は、組合長たる市長又は町長の所属する市又は町の会計管理者をもってこれにあてる。」。

第13条第4項中「及び収入役」及び「、助役または収入役」を削る。

第14条第1項中「吏員その他の」を削る。

附則、「この規約は、平成19年4月1日から施行する。」としております。

以上で補足説明を終わらせていただきたいと思います。どうかよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第181号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第21．第182号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第182号議案 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置の廃止について補足説明を申し上げます。

平成18年7月から杵藤地区3市4町で共同設置してございました障害者自立支援審査会について、先ほど第180号議案で説明がございましたように、新年度から広域圏で事務を行うということになりましたので、杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置を廃止するものです。

以上、簡単ですが、第182号議案についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第182号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第22．第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

大庭総務部長〔登壇〕

第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算（第8回）について補足説明を申し上げます。

今回の歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ126,925千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ19,510,433千円とするものでございます。

それでは、内容について補正予算説明書の方で説明させていただきます。

まず、歳出についてでございます。予算説明書の(15)ページからでございます。

(17)ページの2款．総務費、11目．積立金では、財政調整基金利子の積み立て及び歳入歳出減に伴い、公共施設整備基金、減債基金への積み立てを行っております。

3款．民生費でございます。

(21)ページの4目．更生援護費では、平成18年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者の施設利用料や食費が利用者の本人負担となったことから知的障害者施設訓練等支援費等を減額しております。

教育費でございます。

(33)ページの3項．小学校費、3目．小学校施設整備事業費では、朝日小学校グラウンド整備の所要経費を計上しております。合併に伴う財政支援措置としての市町村合併推進体制整備費補助金の活用事業として採択されたことに伴うものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。補正予算説明書の(3)ページからでございます。

歳入につきましても、主に歳出における事業費のこれまでの実績と今後見込みに伴う補正を行っております。

その他の要因による補正の主なものについて御説明いたします。

1款．市税、1項．市民税では、1目．個人、2目．法人で決算見込みにより増額の補正を行っております。

4項．市たばこ税につきましては、昨年7月に税率が引き上げられたこと等により当初見込みから増額の補正を行っております。

(11)ページの18款．繰入金、2項．基金繰入金では、1目．財政調整基金繰入金及び11目．退職手当基金繰入金を今回の歳入歳出補正により財源が確保できたため減額しております。

(12)ページの20款．諸収入、6項．雑入の4目．雑入では、佐賀県市町村振興協会から交付されるサマージャンボ宝くじ及びオータムジャンボ宝くじ収益金交付金を計上してありま

す。

次に、補正予算書の7ページから10ページをごらんいただきたいと存じます。

それぞれ繰越明許費の内容、債務負担行為の追加の内容、地方債の追加の内容、最後に地方債の変更の内容等について記載しておりますので、御参照いただきたいと存じます。

以上、第183号議案 平成18年度武雄市一般会計補正予算(第8回)についての補足説明でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長(杉原豊喜君)

第183号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。6番宮本議員

6番(宮本栄八君)〔登壇〕

(33)ページの朝日小学校グラウンド整備についてです。

私は一般質問でも申し上げましたように、町民グラウンドですかね、そういう話で、それはそれで動いているのかなと思っておりましたら、それが小学校グラウンドを兼ねた形になっていると。そしたら、例えば、野球を2面とれる、どういうふうな構図になっておりますかと聞きましたけれども、その辺はまだはっきりしていないと。田んぼを3枚程度買う予算ということですが、やはり設計があってですね、駐車場を何台整備するのかわかりませんが、その辺の設計があって、用地の広さがあって、用地取得の金額になるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その辺の設計というですかね、あらかたの設計というのができて、この土地がはじき出されているのか、その辺についてお聞きします。

議長(杉原豊喜君)

古賀教育部長

古賀教育部長〔登壇〕

お答えを申し上げます。

今回、予算でお願いしているのは、今の体育館の北側、5筆になりますが、1万673平米の面積であります。当初は地元の建設期成会の方からは地元の方の、要するに社会体育施設として利用できるエリア、それと、地域のコミュニティーとしての施設、そういったものも入れてですが、学校グラウンドと併設するような形での希望という形で上がってまいりました。

それを受けまして市内部でも検討をいたしましたけれども、今回、地元の方にも回答を申し上げますのは、学校体育施設の社会体育施設としての一般開放、ほかの学校グラウンドでもしかりですけれども、そういう形での整備をいたしたいと。現在、グラウンドが約5,660平米でございますので、かなりの面積が確保できるというようなことになりまして、となりますと、社会スポーツの場としても今までよりも使い勝手がよくなるんじゃないかと、そういうようなこととお話をいたしまして、地元の建設委員会の方にもお話をし、そういう方向でよろしいというようなことで御了解をいただきましたので、今回そういう形での予

算をお願いしているところでございます。

議長（杉原豊喜君）

6番宮本議員

6番（宮本栄八君）〔登壇〕

このグラウンドに関する整備費として、私はもともと特例債を学校の方に、よその視察に行ったときには、その学校で特例債を使うためには通学範囲を拡大したりですね、合併の必要性に迫られてつくったという形をつくる必要があって、できないことはないけれども、いろいろそういう苦勞もあるというようなことを言われていたもので、それはできないかなと思っておりました。

しかし、単独の小学校で特例債が使えるという面では、ある面よかったですと思いますけれども、特例債は86億円しか大体使わないということだから、普通の方から考えればその分については「広く活用できるものに使ってほしいと思う」と思うわけですよ。その辺で特例債については、何ですかね、そのとき県に言って、できればする、できなければしないとか、もう一つの補助金についても、交付金ですかね、それについても結局、言って使えると言われれば使うという何ですかね、体制でしか利用できないというか、そういうようなやり方しかできないのかお尋ねしたいと思います。

議長（杉原豊喜君）

前田企画部長

前田企画部長〔登壇〕

財源の関係でございまして、うちの企画部の方で合併の補助金関係、それから、特例債をやっておりますので、私の方から答弁したいと思います。

今回の朝日小学校のグラウンドの整備につきましては、予算で今回お願いしていますのは、合併の補助金、これは国の補助金でございます。総額が約330,000千円ほどあったわけですが、ことし、そのうちに総額の約6割を交付するというところで、この朝日のグラウンドについても130,000千円のお願いをして、先日、内定が来たところでございます。それで、学校の教育関係の補助金も当然ありまして、それも充当しております。その残りについて、合併の特例債を充当して、都合、一般財源が約8,000千円程度で済むということでございます。

それから、通常の義務教育債もありまして、それを活用しますと一般財源が、これは通常の義務教育債になりますと、いろいろ用地の面積等の制限がございますので、それでいきますと一般財源が約250,000千円ほど要ると。

それからもう一つは、合併の特例債だけを活用するということになりますと、一般財源が約15,000千円程度になるということで、今回、一番有利な方法で合併の補助金、それから特例債の組み合わせで予算をお願いしたということでございます。

議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたしたいと思います。分割付託区分は、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第23．第184号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第184号議案 平成18年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ73,469千円を追加し、総額を5,752,066千円とするものであります。歳入歳出ともに実績及び見込みから補正をお願いいたしております。

それでは、補正予算説明書で簡単に説明させていただきます。

(3)ページをお開きください。歳入でございます。

国庫負担金については減額をお願いし、国庫補助金及び4款の療養給付費交付金は増額をお願いいたしております。

(4)ページの5款．県支出金については減額、7款の共同事業交付金も減額をお願いしております。

(5)ページの9款1項．一般会計繰入金は、法定繰入金である人件費分の増額をお願いしております。

次に、(6)ページの歳出でございます。

2款．保険給付費については、当初見込みを上回るため増額補正をお願いしております。

2款2項．高額療養費については、一般被保険者について当初見込みを上回り増額をいたし、退職被保険者は見込みが下回るため減額補正をお願いしております。

(7)ページ、3款1項．老人保健医療費拠出金、(8)ページ、4款．介護納付金、5款．共同事業拠出金は、当初見込みを下回るため減額補正をお願いしております。

(9)ページ、10款．予備費については、歳入歳出の調整分でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第184号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第24．第185号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。中原福祉保健部長

中原福祉保健部長〔登壇〕

第185号議案 平成18年度武雄市老人保健特別会計補正予算（第2回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,822千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,478,519千円とするものであります。

補正予算説明書(3)ページをお願いいたします。

歳入の2款．国庫支出金の事務費補助金は、(4)ページの歳出、一般管理費及び予備費に係るものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第185号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第25．第186号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第186号議案 平成18年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ32,134千円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ1,318,156千円とするものでございます。

それでは、補正予算説明書で説明させていただきます。

補正予算説明書の(3)ページでございます。

歳入の1款1項1目．農業集落排水施設使用料は、接続戸数の増加に伴い補正するものでございます。

3款及び4款の農業集落排水事業補助金は、村づくり交付金を国庫支出金から県支出金に組み替えるものでございます。

(4)ページ、5款1項1目、一般会計繰入金は、事業費の減額及び歳入増により減額するものでございます。

7款3項1目、雑入は、平成17年度分の消費税還付金等でございます。

(5)ページ、8款1項1目、農業集落排水事業債は、安く発注できたことにより減額するものでございます。

次に、(6)ページの歳出、1款1項1目、農業集落排水処理施設の管理業務委託料でありますが、本年度は災害や故障等による非常時対応が少なかったこと、管路及びマンホールポンプの清掃で清掃間隔を延ばしたこと等による減額でございます。

1款1項2目13節、委託料の主なものは、大野地区の工事が当初見込み額より安く発注できたことによる減額でございます。15節、工事請負費は、大野地区はマンホールポンプ工事分を減額し、川内地区は処理場の場内整備費を増額するものでございます。

22節、補償補てん及び賠償金は、水道管移設補償費でございますが、掘削箇所が少なかったことによる減額でございます。

次に、予算書の1ページにお戻りください。

第2条の繰越明許費について御説明いたします。

川内地区処理場の場内整備工事におきまして、来年度工事で予定しています電気機械設備工事と施工上重複する箇所がございますので、再掘削等の手戻り工事をなくし、盛り土部分の自然転圧をもって施工したいことから、年度内完了が見込まれないため繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正でございますが、今回の補正は事業費の減額により借り入れ限度額を減額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第186号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第26、第187号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

それでは、第187号議案 平成18年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、補助金の内示変更、消費税還付金及び市債充当率の変更による経費財源の

組み替えをお願いしておりまして、歳入予算の補正、地方債の補正及び繰越明許費から成っております。

補正予算書で説明をさせていただきます。

補正予算説明書(3)ページでございます。

歳入の1款1項1目、公共下水道事業補助金でございますが、国の内示変更により、これの対象事業費が増額したことによる補正でございます。

2款1項1目、一般会計繰入金は、国庫補助金の増額や消費税還付金等の歳入増により減額するものでございます。

4款1項1目、雑入は、平成17年度分の消費税還付金等でございます。

(4)ページ、5款1項1目、下水道事業債は、補助対象事業費の増額と市債の充当率アップにより増額するものでございます。

次に、予算書1ページをお開きください。

第2条の繰越明許費について御説明いたします。

公共下水道事業は、今年度から市街地の工事に着手する計画で温泉通りの管渠工事を予定しておりましたが、現地が旅館街、商店街であることと特殊な舗装であることから工事手法の選定や地元の調整等に不測の日数を要し、年度内完了が見込めなくなりましたので、繰り越しをお願いするものでございます。

次に、第3条の地方債の補正について御説明いたします。

今回の補正は、補助対象事業費の増額及び市債の充当率アップにより借り入れ限度額を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第187号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第27、第188号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大石建設部長

大石建設部長〔登壇〕

第188号議案 平成18年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明申し上げます。

武雄北部土地区画整理事業の補正内容は、一般会計から特別会計へ繰入金の額の変更をお願いしておりまして、歳入歳出の補正、地方債の補正及び繰越明許費から成っております。

歳入歳出それぞれ1,146千円減額し、歳入歳出総額をそれぞれ319,072千円とするものでございます。

それでは、補正予算書で説明いたします。

補正予算説明書の(3)ページをお開きください。

歳入で3款1項1目・一般会計繰入金の額を3,446千円減額し、補正後の予算額は98,867千円となります。

同じく市債、6款1項1目・土地区画整理事業債の額を2,300千円増額し、補正後の予算額は120,300千円となります。

次に、補正予算説明書の4ページ、歳出につきまして説明いたします。

1款1項1目・武雄北部土地区画整理事業費の7節・賃金で臨時職員賃金の556千円の減額、11節・需用費の消耗品費、印刷製本費で590千円の減額と合わせて1,146千円の減額補正となります。

次に、補正予算書にお戻りください。

4ページ、繰越明許費について御説明いたします。

1款1項の事業費の武雄北部土地区画整理事業で69,900千円が繰越明許となっております。これは川端通りの遊歩道の工事等、合わせまして9件の繰り越し合計額が69,784千円、事務費が116千円、合計の69,900千円が繰越明許ということになっております。

次に、地方債の補正につきましては、石綿対策事業として2,300千円を増額補正いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第188号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第28・第189号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第189号議案 平成18年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第3回）について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,254千円を追加し、歳入歳出予算総額を15,405,863千円といたすものでございます。

次に、繰越明許費でございますが、サテライト武雄の移転に伴う機器・システム移設工事費につきまして、施設の建設に係る用途区域の事前調査不足によりまして年度内の移設が困難になりましたために、地方自治法第213条第1項の規定により繰越明許をお願いするものでございます。

次に、補正予算について御説明申し上げます。

予算説明書の(3)ページをお願いいたします。

歳入でございますが、2款1項1目の繰入金につきましては、競輪事業基金繰入金の50,000千円を減額し、あわせて4款1項4目の雑入で公営企業金融公庫納付金還付金の53,254千円を追加計上いたしております。

次に、(4)ページの歳出でございますが、3款1項1目の予備費で歳入歳出の調整を行い、3,254千円の追加補正をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第189号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第29．第190号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾経済部長

松尾経済部長〔登壇〕

第190号議案 平成18年度武雄市給湯事業特別会計補正予算（第2回）につきまして補足説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,000千円を減額し、補正後の総額をそれぞれ28,133千円とするものでございます。

それでは、予算説明書に沿って御説明いたします。

予算説明書の(3)ページの歳入でございますが、1款1項1目の給湯使用料を実績に基づきまして1,000千円減額し、26,000千円といたしております。

次に、(4)ページの歳出ですが、2款1項1目の予備費では、歳入の減に伴い、1,000千円の減額をお願いいたしております。

以上、簡単ですが、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉原豊喜君）

第190号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第30．第191号議案 平成18年度武雄市病院事業会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。木寺市民病院事務長

木寺市民病院事務長〔登壇〕

第191号議案について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページでございます。

第2条の収益的支出で2,731千円を減額しております。

1ページから2ページにかけての第3条 資本的収入及び支出でございますが、収入では企業債を14,500千円減額し、支出では建設改良費を14,561千円減額いたしております。

14ページの補正予算説明書で説明を申し上げます。

収益的支出の給与費では、医師2名分、看護師4名分の退職に伴う退職給与金4,269千円をお願いいたしております。

3目の経費では、給食業務委託料の減額に伴い、7,000千円の減額補正をお願いいたしております。

15ページの資本的収入では、病院の空調設備等の改修工事が終了し、また、医療機器の購入も終わりましたので、額の確定に伴う補正をお願いしております。

支出では、建設改良費において空調設備等改修工事の設計監理業務に係る委託料の不用額4,275千円を、2目の器械備品整備費では医療機器購入費の不用額10,286千円をそれぞれ減額し、収入でも企業債を14,500千円減額するものでございます。

企業債の減額によりまして、2ページの4条の企業債の限度額を変更いたしております。

第5条の議会の議決を経なければならない経費では、医師、看護師の退職に伴う給与費が増加をいたしますので、変更をお願いいたしております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第191号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉生活常任委員会に付託をいたします。

日程第31．第192号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤水道部長

伊藤水道部長〔登壇〕

第192号議案 平成18年度武雄市水道事業会計補正予算（第3回）につきまして補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

今回の補正内容でございますが、まず、収入関係でございますけれども、収益的収入10,526千円の増額補正をお願いしております。

この補正の主なものは、説明書7ページにありますように、当初予算で計上しました上水道事業基本計画策定業務の全額が合併に伴う国庫補助となったための増額でございます。

次に、支出関係でございますけれども、収益的支出46,247千円、資本的支出1,149千円の減額補正をそれぞれお願いしております。

収益的支出の主なものは、8ページの説明書の中の受託工事費で武雄土木事務所発注の2件の工事につきまして文化財調査や用地取得に時間が費やされ、来年度工事となりましたので、この減額分が30,605千円となっているほかは精算見込みによるものであります。

また、受託工事費の減額補正の関連としまして、収益的収入で8,500千円を減額しております。

今回の補正によりまして、予算実施計画書につきましては3ページから5ページのとおり、また、予算資金計画書につきましても6ページのとおり変更することとなります。

以上で補足説明を終わらせていただきますが、よろしく御審議のほど賜りますようお願いいたします。

議長（杉原豊喜君）

第192号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 14時17分